

令和6年度通学路危険箇所回答書 【金光中学校】

番号	住所 番地	危険箇所	通学人数	要望内容	回答
1	金光町地頭下地内	HI-LINE 西の道路を東西へ渡る場所がない。	5人	横断歩道を設置していただきたい。	横断歩道の設置要望場所として把握し、交通量等を確認して検討します。 【警察】
2	金光町占見地内	歩道に草が多い茂っており、登下校の際に通行しにくい。	10人	除草してほしい。	県道の除草については、基本的にすべての県道において、年に1回(7月中旬～お盆期間)除草業務を行っております。除草においては、多くの要望をいただいているところではありますが、通行に支障があることを確認できた場合には、市内での優先度を考慮の上対応を検討して参ります。 【県】
3	金光町占見地内	車が減速しない。横断歩道を渡ろうとしても車が止まってくれない。	10人	信号機を設置してほしい。	交通指導取締り及びパトロールを強化していきます。 【警察】
4	金光町占見地内	見通しが悪く、徐行して進まない、人が来ることが分かりにくい。	5人	カーブミラーを設置していただきたい。	他の要望と優先度を比較した結果、今回はカーブミラーの設置を見送りたいと考えます。 【金光総合支所】
5	金光町占見地内	優先道路が分かりにくく、車両と接触の危険性がある。	5人	①カーブミラーの増設、および②停止線の設置	①現在、既存のカーブミラーがあり、南進した際に東西の車を視認できるため、既存のカーブミラーで対応したいと考えます。 【金光総合支所】 ②一時停止設置要望場所として把握し、交通量等を確認して検討します。 【警察】
6	金光町大谷地内	瓦が落ちてきて通行人に当たりそう。	15人	撤去するか、修繕してほしい。	所有者が居住しており、空き家ではありません。 通行に支障が生じる場合含め、継続して所有者に対応依頼します。(浅口市にて三角コーン等で対応しております。) 【建設業務課】
7	金光町下竹地内	草が邪魔をして白線内を通行できない。ツタが伸びて道路標識まで見えなくなる恐れがある。	1人	除草してほしい。	県道の除草については、基本的にすべての県道において、年に1回(7月中旬～お盆期間)除草業務を行っております。除草においては、多くの要望をいただいているところではありますが、通行に支障があることを確認できた場合には、市内での優先度を考慮の上対応を検討して参ります。 【県】